

各国・地域における著名商標の保護 等に関する調査研究について

調査の俯瞰図

■ 調査研究の背景・目的

商標に係る制度・運用のうち、我が国で見直しが検討課題となり得るものについて、諸外国における状況を調査し、我が国における見直しの要否検討の基礎資料とするため、調査を実施することとした。具体的には、著名商標の保護、コンピュータプログラム、仮想空間における商標の3つの論点を調査対象とした。

■ 公開情報調査

著名商標の保護、コンピュータプログラム、仮想空間における商標について、12又は13の国・地域における制度・運用の調査、整理、分析を行った。書籍、論文、裁判例、調査研究報告書、審議会報告書、ニュース記事、法・判例等検索データベース情報、インターネット情報等を利用した。

<コンピュータプログラム・仮想空間における商標>

■ 海外ヒアリング調査

より詳細な調査を行うため、商標の実務に豊富な知見・経験を有する海外の有識者を対象に実施した。

<著名商標の保護>

■ 国内ヒアリング調査

専門的な視点から助言を得るため学識経験者及び弁護士に、また要望や課題把握のため企業に対して実施した。

<著名商標の保護>

■ 委員会による検討

専門家による委員会を設置し、検討事項を整理し、我が国における制度の在り方を検討した。

■ まとめ

公開情報調査、海外ヒアリング調査及び国内ヒアリング調査から得られた調査結果、委員会における検討の結果を総合的に分析し、調査研究報告書及びそれを要約した報告書（要約版）を取りまとめた。

目次

1. 本調査研究の背景・目的

2. 著名商標の保護

- 2.1 我が国における防護標章登録制度（著名商標の保護）
- 2.2 各国・地域における著名商標の保護（公開情報調査）
- 2.3 国内ヒアリング調査
- 2.4 委員会における検討結果

3. コンピュータプログラム

- 3.1 各国・地域の調査（公開情報調査・海外ヒアリング調査）

4. 仮想空間における商標

- 4.1 各国・地域の調査（公開情報調査・海外ヒアリング調査）

1. 本調査研究の背景・目的

調査研究の背景・目的

商標に係る制度のうち、我が国で見直しが検討課題となり得るものについて、諸外国における状況を調査し、我が国における状況を調査し、我が国における見直しの要否検討の基礎資料とするため、諸外国・地域の制度・運用・裁判例等を調査するとともに、国内外のヒアリング調査を実施し、これらの調査結果をもとに調査研究委員会で検討した。具体的には、以下の論点について調査対象とした。

1. 著名商標の保護

平成17年度「各国における周知商標の保護に関する調査研究」及び平成19年度「著名商標に係る保護の拡大等に関する調査研究」が実施され、周知・著名商標の保護について調査が行われているが、これらの調査時から相当の期間が経過している。

また、産業構造審議会知的財産分科会報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」（平成25年9月）においては、「著名な登録商標についてその効力を拡大することについては、引き続き検討すべきである」との提言がなされている。

そこで、著名商標の保護制度（防護標章登録制度を含む）を有する他国・地域における制度・運用の詳細や、我が国における制度・運用の見直しのニーズ等について調査した。

2. コンピュータプログラム

第34回二一ス同盟専門家委員会会合（令和6年4月開催）において、商品表示「コンピュータプログラム」について、「医療用コンピュータプログラム」のような用途・目的・機能が特定可能な表示への変更の提案がなされたことに鑑み、加盟国の見解がそれぞれ異なることから、継続して議論されることになっている。

また、我が国においても、ユーザーから、コンピュータプログラムやその関連商品・役務の審査運用について見直しを求める声があがっている。

そこで、コンピュータプログラム関連の商品・役務の指定商品・役務の表示としての明確性及び類否判断等について、二一ス協定加盟国・地域における制度・運用の詳細等を調査する必要がある。

3. 仮想空間における商標

近年、仮想空間の利活用を前提としたビジネスが見られるようになってきており、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会（第16回以降）においては、仮想空間におけるデザインの保護に関する課題（例えば、現実空間の物品等のデザインを模した仮想オブジェクトが第三者で無断で販売等された場合、当該デザインに係る権利者の権利保護の在り方はどうあるべきか等）が検討されている。

一方で、仮想空間における商標の保護に関しては、「特許庁政策推進懇談会中間整理」（令和6年6月）等において、現行法の枠組みのもと、必要に応じ制度運用の在り方を検討していく方向性が示された。そこで、意匠制度小委員会における議論も踏まえつつ、仮想空間における商標に関する、他国・地域における制度・運用の詳細等を調査する必要がある。

2. 著名商標の保護

2.1 我が国における防護標章登録制度①

防護標章登録制度の概要

- 防護標章登録制度は、著名な登録商標と同一の標章について、指定商品又は指定役務と非類似の商品・役務に使用した場合に、出所の混同を生じるおそれがあるときには、防護標章として登録を認めることによって、禁止権の拡大を図る制度。
- 我が国の商標法では、商標権の範囲について専用権（商標法第25条）、禁止権（商標法第37条第1号）として規定し、これらの権利侵害につながる予備的な行為を商標法第37条第2号以下で規定。
- 商標法では、「類似」の概念を用いて、登録商標と類似する範囲にある商標の使用は当然に出所の混同を生ずるものと擬制することによって、商標権の効力を認めている。
- 類似の範囲を超えて、出所の混同を生じる範囲が広がった場合には、商標権者の業務上の信用が害されても、その商品又は役務が指定商品又は指定役務と非類似である限り商標権の効力が及ばない。
- 商標法の法目的は商標に化体された業務上の信用を維持することにあるところ、このような事態に対する救済手段として防護標章登録制度（商標法第64条）が現行法（昭和34年法）で設けられた。
- 通常の商標登録出願に比べると、防護標章登録の出願件数や登録件数は限られているものの、20～50件前後を推移し、防護標章更新の出願件数は200～500件前後を推移。出願や更新する理由については読み取れないが、一定程度利用されているといえる。

2.1 我が国における防護標章登録制度②

防護標章登録制度の効果

- 防護標章登録を受けた場合、登録防護標章と同一の標章を、防護標章登録に係る指定商品又は指定役務と同一の商品又は役務に使用等する行為は、防護標章登録がなされた商標権、専用使用权を侵害するものとみなされる（商標法第67条）。
- 損害額の推定規定（商標法第38条）の適用、金銭的請求権（商標法第68条第1項で準用する第13条の2）の行使が可能。
- 刑事罰の対象ともなる（商標法第78条の2）。
- 登録防護標章と同一の商標であって、その防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用するものを他人が商標登録出願した場合、拒絶理由の対象となる（商標法第4条第1項第12号）。
- 実務では、商標法第4条第1項第15号や不正競争防止法第2条第1項第1号・第2号の適用に関する案件において、商標の周知・著名性の立証に関する証拠資料の一つとして採用され得る。
- 使用しなくとも不使用取消審判により取り消されることはない（商標法第68条において、第50条は準用されていない。）。

2.1. 我が国における防護標章登録制度③

防護標章登録制度の問題点

防護標章登録制度によって著名商標の保護を図ることができるが、以下の課題が指摘されている。

(1) 登録商標と同一の標章にのみ効果が及ぶこと

- ・防護標章登録の効果は登録商標と同一の標章にしか及ばないが、混同を生ずるおそれがある他人の行為を実際に禁止するためには、同一の標章の使用を禁止するのみでは十分でない。
- ・同一の範囲は狭く、著名商標を利用して不正な行為を行う場合、著名商標に近似させた商標を用いて模倣するケースがほとんど。

(2) 予め登録をする必要があること

- ・予め原登録商標に係る指定商品又は指定役務と非類似の商品又は役務について登録を受ける必要があり、同制度における保護範囲の前提となる著名性の判断が一定期間（原則10年間）一律に固定される。
- ・商標に化体した「信用」は、個別具体的な市場において実際の取引者・需要者による認知の結果、形成・蓄積される。防護標章登録時に判断された商標の著名性にに基づきその保護範囲が固定されるのは、商標の本質や取引の実情に合致していないのではないか。

(3) 不正競争防止法との重複

- ・不正競争防止法により対応することができるにも関わらず、商標法において防護標章制度を残しておく必要があるか。

(4) 費用や手続の負担

- ・商標に化体した「信用」を保護するという商標制度の目的や、ブランド価値を保護するという観点からは、著名商標の所有者自身が費用や手続の負担を負うことなく、著名商標を保護することができる方法が望ましい。

2.2 各国・地域の調査（公開情報調査）

・防護標章（防護商標）制度を維持している国・地域

国・地域	保護の概要
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標として登録を受けることが可能。 ・防護商標制度のほか、登録段階までにおける保護として、他の商標がオーストラリアで名声を得ており、出願商標を使用すると欺瞞又は混同を生じるおそれがある場合等には異議申立てが可能。 ・登録商標が周知の場合、一定の要件を満たせば侵害の場面でも保護を受けることも可能。
香港	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標として登録を受けることが可能。 ・防護商標制度とは別に、登録段階までにおける保護として、正当な理由のない出願商標の使用が先の商標の識別力又は名声を不当に利用し又は害を及ぼす場合等には異議申立てが可能。一定の要件を満たせば侵害の場面でも保護を受けることが可能。

・防護標章（防護商標）制度を有していない国・地域 ※同制度を廃止した国・地域を含む

国・地域	保護の概要
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・登録商標と著しく類似し、混同のおそれがある場合は拒絶される。 ・登録商標・未登録商標と混同のおそれがある場合や、著名標章と希釈化が生じる場合は異議申立ての対象となる。
EU	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標が周知である場合又は名声を有する場合、一定の要件を満たせば異議申立ての対象となり得る。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・防護標章登録制度を導入していたが、1994年商標法において廃止された。 ・現行の商標法の下では、登録段階までにおける保護として、先行商標が周知である場合又は名声を有する場合、一定の要件を満たせば異議申立ての対象となり得る。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標制度を導入していたが、2002年商標法において廃止された。 ・現行の商標法の下では、登録段階までにおける保護として、ニュージーランドで周知の商標について一定の要件を満たせば、登録を受けることができない旨規定している。 ・登録商標に係る商品又は役務と非類似の商品又は役務について使用し、その登録商標がニュージーランドで周知であって、その識別力又は名声を不当に利用又は損害をあたえる場合には商標権侵害を構成する旨規定している。
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・馳名商標制度の下で著名商標の保護を図ることができる。また、馳名商標の権利者は、異議を申し立てることができる。
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標制度を導入していたが、2003年商標法改正により、著名商標の保護範囲が「混同のおそれ」のみならず「信用や識別力の希釈化のおそれ」にまで拡張され、同制度が廃止された。 ・現行の商標法では、他人の著名商標が存することを理由に不登録事由として規定されているほか、異議申立ての理由にもなり得る。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・周知・著名商標のみならず、外国の周知商標についても一定の要件を満たせば不登録事由となり得る。
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標登録制度を導入していたが、1998年商標法において廃止された。 ・登録段階までにおける保護として、周知商標について、一定の要件を満たせば不登録事由となり得る。
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標登録制度を導入していたが、1999年商標法において廃止された。 ・登録段階までにおける保護として、周知商標について、一定の要件を満たせば不登録事由となり得る。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・防護商標登録制度を導入していたが、2019年商標法において廃止された。 ・登録段階までにおける保護として、周知商標について、一定の要件を満たせば不登録事由となり得る。

2.3 国内ヒアリング調査①

専門的な視点からの助言を得るため、関連する法令・裁判例又は商標制度に精通した有識者2名（学識経験者1名、弁護士1名）に対してヒアリングを実施した。

また、防護標章登録制度及び著名商標の保護制度に関する要望・課題を把握するため、国内企業10社に対してヒアリング調査を実施したところ、以下のような回答があった。

回答の概要

<防護商標登録出願をする理由・指定商品役務の決定・拒絶理由を受けた経験>

- 防護標章登録の出願をする主な理由としては、特許庁による商標が著名であることの認定を得るため、また、将来的な模倣品対策として出願するケースが多く挙げられた。
- さらに、ブランド価値強化の取組の一環として出願を行っているという回答もあった。
- 防護標章登録の指定商品又は指定役務は、第三者による商標の使用により混同を生ずるおそれが高いと思われる分野や、模倣されやすい領域を中心に選定されている傾向があった。
- ハウスマーク等の、企業におけるブランドの象徴となる商標については、広範囲の区分で出願し保護範囲を最大化する例も見られる一方で、模倣実態や販売製品との関連性を踏まえ、現実的に混同のおそれが立証しやすい範囲に絞る例もあった。
- 著名性や混同を生ずるおそれに関する拒絶理由通知を受ける事例があり、証拠提出や反論によって登録が認められる（指定商品・役務の一部についての登録も含む）こともある。また審判まで進んでも指定商品・役務の一部のみにしか著名性が認められない例や、使用態様の変更によって更新時に拒絶されたという回答もあった。一方で、拒絶理由通知を受けていないという回答も複数あった。

<防護標章登録制度の登録要件について>

- 防護標章登録の要件について、①（出願人が商標権者であること）については、当然・妥当との意見が多く特段異論はみられなかった。
- ②（出願人の登録商標が、自己の業務に係る指定商品・役務を表示するものとして、需要者の間に広く認識されていること）については、現行の要件を容認する意見が多い一方、立証の困難さを訴える意見もあった。
- ③（登録商標に係る指定商品・役務及びこれに類似する商品・役務以外の商品・役務について、他人が登録商標の使用をすることにより、その商品・役務と、出願人の業務に係る指定商品・役務とが混同を生ずるおそれがあること）については、混同を生じるおそれがあると認められる範囲が、自社の業務に係る範囲など限定的であり、制度趣旨の面から当該範囲の拡大を望む意見や、立証の困難さを懸念する意見があった。
- ④（出願された標章が登録商標と同一であること）については、実務上の柔軟性を求める意見が多く、社会通念上同一の範囲まで要件の緩和を希望する意見も複数あった。

2.3 国内ヒアリング調査②

回答の概要

<防護標章登録を保有するメリット・デメリット>

- ・ 防護標章登録を持つメリットとして、国内外の裁判等において著名性の立証資料として使える点や、ECサイト等での模倣品対策やそれらに対する権利主張に有効なこと、不使用取消審判の対象外になることといった点が挙げられた。デメリットとして、維持にかかるコスト、原登録商標の実際の使用態様の変化に対応しづらいこと。制度固有の強みが見えにくく、他制度で代替可能な場面も多いため、積極的に使う動機が弱いという意見もあった。

<防護標章登録を更新した理由・更新しなかった理由>

- ・ 防護標章登録を更新した理由として、社内での必要性があると判断された、制度による利益を引き続き享受したい、将来的な模倣品によるリスクへの備えのためという意見があった。
- ・ 一方で、更新しなかった理由としては、過去に登録が認められたものの、更新の際に著名性が認められなかった、あるいは、維持管理コストや制度の活用性の観点から更新を見送ったなどの回答もあった。

<防護標章登録を用いた警告や権利行使の経験>

- ・ 防護標章登録に基づく警告や権利行使の経験は無いものの、将来的に模倣品が現れた場合に備えているという回答があった。また、税関での輸入差止めを活用している、不正競争防止法による警告文に防護標章登録の事実を添えることはある、裁判等において著名性の立証資料として用いたという回答があった。

<権利者の立場から見た防護標章登録の利点・問題点>

- ・ 防護標章登録の利点として、不使用取消審判の対象外となることで権利の安定性が確保できる点について評価する意見が多数あった。また、防護標章登録があることで、登録によって著名商標の存在を第三者に明示できるため、公示性の面でも有効という意見があった。さらに、商標法第4条第1項第15号や不正競争防止法第2条第1項第1号・第2号との関係で、自社商標の周知・著名性の立証材料となるかについて、裁判や警告の場面で著名性の立証材料として使えることから、実務上のメリットが大きく、海外でも著名性の裏付けとして活用されるケースがあり、模倣品対策や交渉材料としても機能するという意見があった。

その他、防護標章登録を受けたことが模倣品への抑止力になる、国から著名性を認められたという広告効果もあるという意見もあり、企業のブランド戦略においても一定の価値があるという意見もあった。

- ・ 防護標章登録の問題点として、防護標章登録の効力が登録防護標章と完全に同一の標章にしか及ばない点は、多くの者が問題視している。同一態様の模倣事例はあまりなく、社会通念上同一と認められる範囲まで権利が及ぶように制度を見直すべきとの意見がある。フォントや記号の違いで権利行使が困難になるケースもあり、実態に即した柔軟な運用を求める意見があった。

2.3 国内ヒアリング調査③

回答の概要

<権利者の立場から見た防護標章登録の利点・問題点>

- 防護標章登録出願や登録に係る手続や費用の負担がかかることについて、制度の使い勝手が悪いことや権利範囲の狭さが、積極的な活用を妨げる要因となっており、改善を求める意見あり。費用については、スタートアップ企業等で問題になり得るという意見もあった。

<著名商標にあたるもの・著名商標の侵害の経験について>

- 著名商標に当たると考えられるものとして、長年使用されていて知名度が高い商品名やロゴ、キャラクター、企業名など、業界内外で広く認識されているものが挙げられた。
- 著名商標の侵害は、国内外で類似商標やパッケージ模倣、デッドコピーなど多様な形で発生しているという事例や、海外（特に中国）では、漢字表記や簡体字を使った模倣、越境ECでの海賊版流通が問題になっているという事例が挙げられた。また、侵害品の多くは類似態様で、完全同一ではなく防護標章登録の効力が及ばないため、不正競争防止法や税関差止め、異議申立などを使って対応しているといった回答もあった。

<第三者の立場から見た防護標章登録制度の利点・問題点>

- 防護標章登録の利点について、防護標章登録があることで、他社の著名商標の存在に気付きやすくなり、商標選定時のリスク回避や商品名候補の絞り込みにも役立つという意見があった。一方で、実務上はすでに著名と認識されている商標が多く、防護標章登録の有無に関係なく避ける傾向があるため、公示性の実効性には限界があるという意見もあった。
- 防護標章登録の著名性判断が固定化するという問題点について、一度著名と認定された商標は短期間で著名性を失う可能性は低く、10年は妥当とする意見が多くあった。また、仮に権利の存続期間が短くなると、その分更新頻度が高くなり、権利者側の負担が増える懸念があるとの意見もあった。一方で、著名性は時間とともに変化する可能性があるため、登録時の判断が10年間固定されるのは不適切との意見もあった。

<第三者の立場から見た防護標章登録制度の改善点>

- 防護標章登録制度の改善すべきと思われる点として、登録防護標章について、なぜ著名と認定されたかが分かりにくい点に改善の余地があるという意見があった。また、登録時に著名性があるとされた事情がいつまでも続くわけではないため、状況の変化に応じた対応ができると良いとの意見もあった。

2.3 国内ヒアリング調査④

回答の概要

<防護標章登録制度の今後の方向性>

防護標章登録制度の見直しについて、大きな方向性として以下の4つの案を示したところ、次のような意見があった。

- (1) 現行の防護標章登録制度を改正せず維持する案
 - (2) 審査段階において、防護標章登録の要件を緩和する案
 - (3) 登録後において、防護標章登録に基づく禁止権を拡大する案
 - (4) 防護標章登録制度を廃止し、通常の登録商標の禁止権を拡大等する案
- ・ 防護標章登録制度の見直し案のうち、「(3) 登録後において、防護標章登録に基づく禁止権を拡大する案」について、この案であれば防護標章登録制度を積極的に活用していく意義が出てくると考える、などの支持する意見が多数であった。その他の案には反対・慎重な意見が多かった。特に、「(4) 防護標章登録制度を廃止し、通常の登録商標の禁止権を拡大等する案」の場合、商標制度そのものが大きく変わることになり混乱が生じる懸念があるといった意見もあった。

次に、(2)の案の具体的な方向性として、以下の案①～③を示したところ、次のような意見があった。

- (2) 審査段階において、防護標章登録の要件を緩和する案
 - ①登録商標の著名性に係る要件を緩和する案
 - ②登録商標と社会通念上同一の標章についても防護標章登録を可能とする案
 - ③登録商標と類似の標章についても防護標章登録を可能とする案
- ・ ①について、著名性要件の緩和に対しては登録意欲が高まるという肯定的な意見が存在する一方、一定の著名性は必要であり、緩和は不要とする意見もあった。
 - ・ ②について、社会通念上同一の標章登録に賛成する意見が複数あった。一方で、審査段階での理屈づけは難しいが権利行使段階では含めても良いとする意見もあった。
 - ・ ③について、類似範囲まで防護標章登録を可能とすることに対しては混乱を招く可能性があるため慎重であるべきとの意見があった。

2.3 国内ヒアリング調査⑤

回答の概要

<防護標章登録制度の今後の方向性>

次に、（４）の案の具体的な方向性として、以下の案①～③を示したところ、次のような意見があった。

（４）防護標章登録制度を廃止し、通常の登録商標の禁止権を拡大等する案

- ①防護標章登録制度を廃止し、通常の登録商標の禁止権（商標法第37条第1号）の範囲を（例えば、出所の混同を生じるおそれがある範囲まで）拡大する案
- ②防護標章登録制度を廃止し、著名登録商標の禁止権（商標法第37条第1号）の範囲を（例えば、出所の混同を生じるおそれがある範囲まで）拡大する案
- ③防護標章登録制度を廃止し、その他の制度改正は行わない案（不正競争防止法による保護に委ねる）

- ①については、防護標章登録により周知性の立証・権利行使がスムーズになるというメリットが失われることや、著名性の公示という特有の価値があることを理由に、防護標章登録制度の廃止には反対する意見が多数であった。
- ②については、反対・消極意見が多数であった。
- ③については、代替制度の整備を前提に廃止を検討してもよいとの意見もあるが、反対・消極意見が多数であった。

<周辺規定（4条1項12号、罰則規定）について>

- 防護標章登録制度を見直して禁止権の範囲を拡大する場合、拒絶理由の対象もそれに併せて整合的に変更すべきとの意見が多く見られた。制度の整合性や予見性を重視する意見が中心であり、「登録防護標章と類似の標章まで禁止権を拡大する場合には、第4条第1項第12号も改正し、他人の登録防護標章と類似の商標についても拒絶理由の対象とする」という対応案に違和感はないという意見もあった。一方で、現行の第4条第1項第12号の存在意義に疑問を呈する意見や、専門家の判断に委ねたいという意見もあった。
- 防護標章登録の禁止権を拡大する場合の罰則については、罰則に差を設ける必要はないとの意見が大多数であった。一方で、類似の場合は罰則を軽くすべきという意見や、専門家の判断に委ねたいという意見もあった。

2.3 国内ヒアリング調査⑥

回答の概要

<防護標章登録制度と不正競争防止法による保護の使い分け>

- ・ 防護標章登録制度と不正競争防止法の関係について、防護標章登録制度と不正競争防止法は、対象や使い方に違いがあるため、状況に応じて使い分けているという回答がある一方、現行の防護標章登録制度と比較するならば、実情としては不正競争防止法の方が使いやすいという意見が多数であった。また、著名性の立証手段として防護標章登録制度を使うこともあるが、商標以外の問題（例：パッケージ模倣等）には不正競争防止法の方が適しているとの意見もあった。

<防護標章登録制度と不正競争防止法による保護の共通点・相違点、メリット・デメリット>

- ・ 防護標章登録制度は、第三者にとって予見可能性が高く、権利者側の立証負担が軽い点がメリットとされている一方で、不正競争防止法は商標以外も対象となり、保護範囲が広いが、立証負担が大きいという意見があった。
- ・ また、防護標章登録制度は、税関での水際対応やECサイトでの模倣品対策には有効とされる場面もあるが、実際の活用は限定的という意見もあった。両制度それぞれの利点を活かしつつ、補完的に利用しているという回答もあった。

<不正競争防止法と重複するため、防護標章登録制度を存続させる必要はないという見解について>

- ・ 防護標章登録制度は、中小企業のブランディングや著名性の立証手段として有用であるとして、存続を支持する意見が大多数であった。第三者の立場から権利範囲の拡大には慎重であるとする意見や、防護標章登録の実効性の明確化や制度の維持コストとの比較検討も必要との意見もあった。

2.4 委員会における検討①

・ 調査研究委員会の設置

防護標章登録制度及び著名商標の保護制度に関する検討事項を整理し、我が国における制度の在り方を検討するため、学識経験者、弁護士及び弁理士の計6名で構成される調査研究委員会を設置し、全4回にわたり議論を行った。

委員会の開催

【第1回】2025（令和7年）年8月5日（火）

調査方針の確認、日本における現行制度・運用の整理及び課題の確認

【第2回】2025（令和7年）年11月17日（月）

国内ヒアリング調査の結果報告、現行制度・運用に関する課題の整理及び分析・検討、著名商標の保護制度の在り方の検討

【第3回】2026（令和8年）年1月26日（月）

公開情報調査の進捗報告、現行制度・運用に関する課題の整理及び分析・検討、著名商標の保護制度の在り方の検討

【第4回】2026（令和8年）年3月12日（木）

報告書（案）の提示及び検討

・ 構成メンバー

金子 敏哉（委員長）	明治大学法学部 教授
高橋 元弘	潮見坂綜合法律事務所 弁護士
徳若 拓也	一般社団法人 日本知的財産協会商標委員会 委員長／ 株式会社KADOKAWA 弁理士
中山 真理子	日本弁理士会 商標委員会 委員長／ 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁理士
平澤 卓人	福岡大学法学部 准教授
湊 麻依子	神奈川大学法学部 教授

2.4 委員会における検討②

■ 第1回委員会における検討

前述の防護標章登録制度に関する課題や過去の検討状況を踏まえて、防護標章登録制度の見直し案について以下のとおり整理した。また、この見直し案を国内ヒアリング調査において質問項目として意見取りの対象とした。

(1) 現行制度の維持

① 現行の防護標章登録制度を維持

(2) 登録段階での見直し（商標法第64条）

① 原登録商標の著名性に係る要件を緩和する

② 登録商標と社会通念上同一の標章についても防護標章登録を可能とする

③ 原登録商標と類似の標章についても防護標章登録を可能とする

(3) 権利行使段階での見直し（商標法第67条）

<標章について>

① 登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで、禁止権（67条）を拡大する

② 登録防護標章と類似の標章の使用まで、禁止権を拡大する

③ 登録防護標章と出所の混同を生じるおそれのある標章の使用まで、禁止権を拡大する

④ 登録防護標章と社会通念上同一の標章であって、かつ、出所の混同を生じるおそれがある使用まで、禁止権を拡大する

⑤ 登録防護標章と類似の標章であって、かつ、出所の混同を生じるおそれがある使用まで、禁止権を拡大する

<商品・役務について>

⑥ 登録防護標章に係る指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する

<標章と商品・役務について>

⑦ 登録防護標章と社会通念上同一の標章であって、かつ、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する

⑧ 登録防護標章と類似の標章であって、かつ、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する

(4) 防護標章登録制度の廃止

① 防護標章登録制度を廃止し、通常の禁止権（商標法第37条第1号）の範囲を（例えば、出所の混同を生じるおそれがある範囲まで）拡大する

② 防護標章登録制度を廃止し、著名商標の禁止権（商標法第37条第1号）の範囲を（例えば、出所の混同を生じるおそれがある範囲まで）拡大する

③ 防護標章登録制度を廃止し、その他の制度改正は行わない（不競法による保護に委ねる）

2.4 委員会における検討③

■ 第1回委員会における検討

見直し案に基づいて議論するにあたり、前提として整理すべき事項として、委員からは以下の意見があった。

- 防護標章登録制度と不正競争防止法第2条第1項第2号における著名性の違いを分析した上で議論したほうがよいのではないか。
- 税関や刑事罰を含め、様々な分野・観点で、防護標章登録にとってどのような効果や、あるいは活用事例があるかを洗い出していくと良いのではないか。
- 海外の調査において日本の著名商標・周知商標を把握し判断するに当たって、日本の情報がどのように参照されているのか。
- 防護標章登録の効果を拡張することを考えるとしたら、商標法第4条第1項第12号への影響も合わせて検討し、他人の出願を適切に排除できるよう一緒に検討すべきではないか。

■ 第2回委員会における検討①

第1回委員会での委員の意見や国内ヒアリングの調査結果を踏まえて、事務局は、検討を進め、防護標章登録制度の見直し方針を次頁のとおり委員会に示した。

2.4 委員会における検討④

第2回委員会で事務局から提示した見直しの方針

(1) 登録段階での見直し（商標法第64条）

①基本的な考え方

ヒアリングの結果を踏まえれば、権利行使段階の見直しをするならば、登録要件の緩和は原則として不要ではないか。

一方で、ヒアリングにおいては、原登録商標と実際の使用商標が時代とともにずれていくような場合等を想定して、要件の緩和を求める意見があったため、以下のとおり検討した。

②「出願された標章が登録商標と同一」（同一性要件）について

同一性要件における「同一」とは、原登録商標と防護標章登録出願の標章の同一を指す。使用商標との同一を指していないため、使用商標の態様が時代とともに変化して原登録商標と社会通念上同一の態様となったとしても、同一性要件とは直接関係がない。この場合、要件として関係するのは、原登録商標と同一の標章を使用したことによって、「著名性」を獲得しているかの要件（著名性要件）となる。

したがって、使用商標が時代とともに変化して社会通念上同一のものとなった場合に、防護標章登録を認めるための要件緩和としては、著名性要件における「著名性」の解釈（審査運用）の緩和が考えられる。

一方で、長年の使用の間に原登録商標と書体等が異なる社会通念上同一の商標（使用商標）を防護標章登録出願の標章とする案も考えられるが、この場合には、現在使用しており著名となっている商標について通常の商標登録出願をし登録を受けた上で、それを原登録商標として防護標章登録出願し登録を受けるのが、商標法の趣旨に沿った対応であると考えられる。

したがって、登録段階における同一性要件を見直す制度改正については積極的に行う必要はないのではないかと。

(2) 権利行使段階での見直し（商標法第67条）

ヒアリング結果から、権利行使段階での見直し案のうち、①登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで禁止権を拡大する案、②登録防護標章と類似の標章の使用まで禁止権を拡大する案、③登録防護標章と出所の混同を生じるおそれのある標章の使用まで禁止権を拡大する案を中心に検討するのがよいのではないかと。

また、⑥登録防護標章に係る指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する案について、審査段階で原登録商標に係る指定商品・役務と非類似の指定商品・役務について使用した場合の出所の混同を生じるおそれについては判断しており、さらに類似する商品・役務についてまで禁止権を拡大すると、出所の混同を生じるおそれのない範囲にまで禁止権を認めることとなり、妥当ではないのではないかと。

⑦登録防護標章と社会通念上同一の標章であって、かつ、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する案及び⑧登録防護標章と類似の標章であって、かつ、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する案について、後者はヒアリングで支持する意見が一部あったものの、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大するのは妥当ではないのではないかと。

(3) 防護標章登録制度を廃止し、通常の登録商標の禁止権を拡大等する案

ヒアリングによると、防護標章登録が周知著名性の立証材料になるという利点が失われる等という利点から、同制度の廃止への反対意見が多かった。このため、防護標章登録制度の廃止を前提とした見直し案については今回検討を行う必要性は低いのではないかと。

2.4 委員会における検討⑤

■第2回委員会における検討②

- 先述のとおり整理した見直し方針について、委員からは次のような意見があった。すなわち、登録段階については、要件の緩和は不要ではないかという意見に賛成が集まった。権利行使段階については、登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで禁止権を拡大する案について賛成が集まった。他方で、類似の標章の使用まで禁止権を拡大することについて、検討の余地があるという意見もみられた。

■第3回委員会における検討①

- 第2回委員会では、権利行使段階での見直し方針について、禁止権の範囲を、原登録商標と社会通念上同一の標章まで拡大する方針への賛成意見が多く集まった。
- 他方、団体意見においては、登録段階での見直し方針のうち、「登録商標と社会通念上同一の標章についても防護標章登録を可能とする案」に対する賛成の割合が比較的多く見られた
- これを踏まえ改めて登録段階での見直し方針について委員会で検討したところ、委員からは、改めて登録段階での見直しは不要ではないかという意見が述べられる一方、これに反対する意見はみられなかった。
- 第2回委員会では、登録防護標章と類似の標章まで拡大する案についても、検討の余地があるのではないかと意見が述べられた。
- また、団体への意見取りにおいて権利行使段階での見直し方針のうち「登録防護標章に係る指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用まで、禁止権を拡大する案」に対する賛成の割合が比較的多く見られた。
- そこで、事務局では次のとおり整理のもと、委員会で方向性について検討したところ、委員からは、改めて、権利行使段階での見直し方針については、登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで禁止権を拡大する案までとすることについて、賛成が集まった。

第3回委員会で事務局から提示した整理①

- 著名な登録商標については、「社会通念上同一の標章」という、当該登録商標と限りなく同一に近い態様で他人が使用した場合であったとしても、当該登録商標との出所混同のおそれなくなることは、一般的には想定し得ないのではないか。
- したがって、審査段階で著名な登録商標と同一の商標を他人が使用したときに出所混同のおそれが認められた場合には、権利行使の段階で著名な登録商標（登録防護標章）と社会通念上同一の商標を他人が使用した場合についても、登録防護標章と社会通念上同一の商標の使用について、禁止権の範囲を拡大してもよいといえるのではないかと。
- 登録防護標章と類似の標章にまで禁止権を拡大することについては、団体意見集約の結果や国内ヒアリングの結果を踏まえると、ユーザーニーズがあるとはいえない状況であることを踏まえ、慎重な対応とするのが望ましいのではないかと。
- また、指定商品・役務と類似の商品・役務についての使用にまで禁止権を拡大することについては、登録防護標章の指定商品・役務からさらに類似の商品・役務について出所混同のおそれがない場合もあり得ることを踏まえると、慎重な対応とするのが望ましいのではないかと。

2.4 委員会における検討⑥

■ 第3回委員会における検討②

- ・他方で、委員会では、「社会通念上同一の商標」に関する解釈は、商標法第38条第5項と第50条とで同じとして良いのかといった意見があった。
- ・委員の意見を受け、「社会通念上同一の標章」について事務局は以下のとおり検討したところ、委員からは様々な意見が述べられた。

第3回委員会で事務局から提示した整理②

・商標法における「社会通念上同一」の解釈については、同法第38条第5項において、「登録商標と社会通念上同一と認められる商標」の例示として、「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標、平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標、外観において同視される図形からなる商標その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標を含む。」と規定されている。

・また、同項には「第五十条において同じ。」と規定されていることから、文言上は、第38条5項及び第50条における「社会通念上同一」は同じものと考えられる。その射程についても、特に条文の文言からして「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標」、「平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標」及び「外観において同視される図形からなる商標」については、共通のものと考えられるのではないかと。

・他方で、第38条第5項の「その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる商標」については、文言上その射程が明らかとはいえないことから、事案に応じて裁判所が柔軟に解釈できる余地があるものと考えられる。

・「社会通念上同一」の類型としては、条文の文言上その態様が明らかな「書体のみに変更を加えた同一の文字からなる商標」、「平仮名、片仮名及びローマ字の文字の表示を相互に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずる商標」及び「外観において同視される図形からなる商標」については、禁止権が及ぶ具体例として挙げることができる。

・一方で、「その他の当該登録商標と社会通念上同一と認められる」ものについては、判例・裁判例の蓄積を待つことになるのではないかと。

■ 委員会における議論のまとめ

全4回の委員会における議論を踏まえると、防護標章登録制度の見直しの方向性については以下のとおりにまとめられる。

(1) 防護標章登録制度の見直しの方向性について

- ・本委員会においては、制度の在り方について、その課題を整理した上で複数の方向性が検討された。
- ・そして、制度の見直しを検討する場合には、著名商標の保護という制度趣旨と、権利行使を受ける側である第三者の予見可能性等の観点も踏まえ、保護が過剰になりすぎないように、「登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで、禁止権を拡大する」方向性が適当ではないかとの結論に至った。

(2) 今後の検討課題について

- ・上記見直しの方向性における「社会通念上同一」について、第38条第5項及び第50条との関係や、その射程についての議論がなされたが、その解釈について一定の結論を得るには至らなかった。

まとめ

(1) 我が国における防護標章登録制度の現状について

現行制度については、従前の議論において課題が存在するとされつつも、一定程度の継続的な利用があり、安定的な運用がなされているといえる。

(2) 各国における防護標章登録制度の現状について

防護標章登録制度が現存しているのは、オーストラリアと香港のみであり、かつて同制度が存在した国・地域（英国、インド、台湾等）も現在では、廃止されている。

(3) 国内ヒアリング調査の結果について

ヒアリングでは、登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで禁止権を拡大する方向性について肯定的な意見が聴取された。

一方で、そのような意見の中には、同制度の趣旨や内容についてこれまで詳細に考えたことがなかったが、仮に見直しをするのであれば、といった前提での回答もみられた。

(4) 委員会における議論について

制度の在り方について、その課題を整理した上で複数の方向性が検討されたが、制度の見直しを検討する場合には、著名商標の保護という制度趣旨と、権利行使を受ける側である第三者の予見可能性等の観点も踏まえ、保護が過剰になりすぎないように、「登録防護標章と社会通念上同一の標章の使用まで、禁止権を拡大する」方向性が適当ではないかとの結論に至った。

(5) 制度見直しに係る今後の検討について

上記の結果を踏まえれば、現行の制度について大きな問題が生じているとはいえないという見方ができる一方で、制度の見直しに対する肯定的な意見は一定数把握されたものと考えられる。

したがって、ユーザーの意見について引き続き注視し、制度の改正が議論する際には、本報告書で整理された方向性等を踏まえて、適切な制度の在り方を検討していくことが適当といえるのではないかと。

3. コンピュータプログラム

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）①

	アメリカ	カナダ
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ランハム法において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP)」の「1402.03(d)」及び「1402.11(a)(xii)」において、「コンピュータソフトウェア」等の分類に関する言及あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ商標法において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「商標審査マニュアル (Trademarks Examination Manual)」、「特殊な商品及び役務に関するガイドライン (Specificity Guidelines for Goods and Services)」において「コンピュータソフトウェア」等の分類に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンピュータソフトウェア」等の表示については、機能又は目的、及び使用分野又は内容の両方が記載されている場合に限る。指定商品の表示として許容される。 ・「オンラインによるダウンロード不可能なソフトウェアの提供」は、一時的な使用を前提とするため第42類に属する。ただし、指定役務の表示として許容されるためには、(1) 機能または目的を示すこと、(2) ソフトウェアの提示方法を特定することが必要である。 ・(ヒアリング先より) 2017年に導入されたTMEP1402.03(d)に基づいて「コンピュータソフトウェア」等の表示に具体性が求められるようになって以降、出願人の使用する商品が先行商標の商品とは目的や用途等が異なるにもかかわらず一律に混同のおそれが認定されていた状況が改善されたため、ユーザーはこの運用に好意的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「computer software」(コンピュータソフトウェア) や「computer programs」(コンピュータプログラム) の記載だけでは不明確であり、具体的機能を記載する必要がある。また、機能から用途や分野が明確でない場合、さらに用途・分野も記載する必要がある。 ・第42類の役務「software as a service (SaaS)」(サービスとしてのソフトウェア (SaaS)) について、具体的な機能及び使用する分野を記載する必要がある。 ・(ヒアリング先より) あらゆる種類、分野のものを全て包含する「コンピュータソフトウェア」及び「コンピュータプログラム」といった表示を指定する出願人・権利者も、実際の事業においては特定の機能や目的に特化して使用しているのが実情であるから、機能や用途・分野の記載が求められる現在の運用は、多くの商標の併存登録が可能となる点からも好意的である。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ランハム法第2条(d)において、USPTOに登録されている商標等と著しく類似し、出願人の商品に使用される場合に混同・誤認を生じさせるおそれ、又は欺瞞を生じさせるおそれがある商標は商標登録を拒絶され得る旨規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ商標法第6条(2)において、商標の使用が他の商標と混同を生じさせる場合について規定している。また、商標や商号や混同を生じさせるか否かの判断の際の事情を同条第5項で規定している。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）②

	欧州（EUIPO）	英国
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> EU商標規則において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 「商標及び意匠ガイドライン（Trade mark and Design guidelines）」の「Part C Opposition」「Section 2 Double identity and likelihood of confusion」「Chapter 2 Comparison of goods and services」「5 Annex II: Specific industries」「5.8 Information Technology」において、「ソフトウェア」の類否に関する言及あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国商標法において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 「PAN 1/25: Required behaviour, and the impact on examination practice, following the Supreme Court's judgment in SkyKick UK Ltd and another v Sky Ltd and others (PAN 1/25: 最高裁判決（SkyKick事件）を受けた商標出願者の行動指針と審査実務への影響）」において、「コンピュータソフトウェア」に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> （ヒアリング先より）「コンピュータソフトウェア」や「コンピュータプログラム」といった広範な用語について、指定商品の表示として許容され、目的、機能、用途を明確にする必要もない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「computer software」（コンピュータソフトウェア）といった広範な用語に対して、自動的に拒絶理由を通知することはないものの出願人は、このような広範な用語を指定することには慎重になるべきであり、自らが事業として使用する範囲をにんじて、より個別・具体的な記載が可能かを検討することが必要である旨記載されている。 （ヒアリング先より）今後は、PAN1/25や最高裁判決（SkyKick事件）に基づき、「コンピュータソフトウェア」といった広範な用語については、第三者により悪意を理由として異議申立の対象となる可能性がある。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> 特定の機能や目的をもつソフトウェア同士であっても、例えば以下のような要素により、非類似と判断される可能性がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●分野の違い ●開発に必要な専門知識の違い ●対象となる需要者層が同じかどうか ●販売・流通チャネルが共通しているかどうか （ヒアリング先より）第9類の「ソフトウェア」と第42類の「ソフトウェアの保守」は、補完性を有し、一般的に類似とみなされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国商標法第5条(2)(a)又は(b)のいずれにより、先の商標を連想させるおそれがある場合を含め、公衆の側に混同を生じさせる場合には商標登録を受けることができない旨規定している。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）③

	ドイツ	フランス
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ商標法、ガイドライン等において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス商標法、ガイドライン等において「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング先より）「コンピュータプログラム」や「コンピュータソフトウェア」だけの表記でも指定商品の表示として許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング先より）「ソフトウェア（記録されたプログラム）」「記録されたコンピュータプログラム」、あるいは「ダウンロード可能なコンピュータソフトウェアアプリケーション」といった包括的な記載を許容しており、用途や機能を明確にすることは要求されない。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ商標法第9条(1)2において、登録された商標が、先行する出願又は登録された商標と同一又は類似でかつ、その登録された商標の商品・役務が先行する出願又は登録商標の商品・役務と同一又は類似であるがために、公衆に混同を生じさせるおそれがある場合は、その商標登録を取り消すことができる旨規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス知的財産法典第L711-3条において、先行商標と同一であり、指定商品・指定役務も同一である場合、または、先行商標と同一又は類似で、かつ、指定商品・指定役務が同一又は類似である場合は商標登録することができない旨規定されている。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）④

	スイス	オーストラリア
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「商標ガイドライン（Richtlinien in Markensachen（Richtlinien）」の、「Teil6 6.1.2 Gleichartigkeit zwischen Dienstleistungen」において、「コンピュータソフトウェア」の類否に関する言及がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「商標実務マニュアル（Trade Marks Manual of Practice and Procedure）」の「26.4. Similarity of goods and services」 「4.3.4 Software vs a given service」において、「アプリケーションソフトウェア」の類否に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンピュータソフトウェア」や「コンピュータプログラム」については、機能や用途を明確にする必要はなく、そのまま指定商品の表示として許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング先より）特段用途や使用する分野等の限定がない一般的な「ソフトウェア」を指定した場合も、指定商品の表示として許容される。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・第9類「コンピュータハードウェア・ソフトウェア」と第42類「コンピュータハードウェア・ソフトウェアの設計・開発」について、これらは複雑な技術システムであり、カスタム的な用途でも大量利用でも、製品化前の開発が必要であり、大規模な調整や設定作業を伴うため、開発業務と完成品の販売を明確に区別することは困難、あるいは不可能と考えられるため、類似と判断される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品「アプリケーションソフトウェア」と役務が密接に関連するかどうかは、役務の性質と「アプリケーションソフトウェア」の機能に左右されるところ、需要者が「アプリケーションソフトウェア」と役務提供者が同一の商業的出所であると期待すると判断される場合、両者の間で混同が生じる可能性は高くなる旨記載されている。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）⑤

	ニュージーランド	中国
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランド商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「商標法実践ガイドライン（TradeMark Act 2002 Practice Guidelines）」の「3C Annexure to Computer Services」において、「ソフトウェア」等の分類に関する言及あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・「インターネット知的財産権事件の審理ガイドライン（关于涉及网络知识产权案件的审理指南）」の「二、涉及网络商标权部分」において、「ソフトウェア」の類否に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・「computer software」等の表示については、機能や目的が記載されていない場合は、広範かつ曖昧で不明確と判断される。 ・2025年1月1日以降に出願された商標登録出願（国際商標登録出願を含む）においては、「rental of software（ソフトウェアの賃貸）」といった語も第42類の役務としては広範かつ曖昧で不明確と判断されるようになった。 ・（ヒアリング先より）2017年より、単なる「ソフトウェア」を権利範囲とする登録商標が競合し過ぎているとの理由から、機能や目的の記載を求める運用変更を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（ヒアリング先より）「コンピュータプログラム」や「コンピュータソフトウェア」といった広範な表現であっても、依然として指定商品及び指定役務の表示として許容される傾向にある。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランド商標法第25条(1)(a)においては、出願商標が先行する商標と同一であるときは、以下のいずれかに該当するときは登録することができない。 <ol style="list-style-type: none"> ①出願商標の指定商品又は指定役務と同一の商品又は役務について登録されている場合 ②出願商標の指定商品又は指定役務と類似する商品又は役務について登録されており、その使用が需要者を欺くおそれ又は混同を生ずるおそれがある場合 ・ニュージーランド商標法第25条(1)(a)においては、出願商標が先行する商標と類似であるときは、以下に該当する場合、登録することができない。 <ol style="list-style-type: none"> ①出願商標の指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務について登録されており、その使用が需要者を欺くおそれ又は混同を生ずるおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人の登録商標の指定商品・指定役務との類否を判断する際は、「アプリケーションソフトウェア」が提供する商品・役務の目的、内容、方法、需要者層などの要素を総合的に考慮して判断すべきであり、当然に商品「コンピュータソフトウェア」や、インターネット関連の役務と類似であると認定すべきではない。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）⑥

	台湾	イスラエル
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> 台湾商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 「誤認混同審査基準（混淆誤認之虞審査基準）」の、「5.3.10.1」において、「コンピュータソフトウェア」等の類否に関する言及あり。 	<ul style="list-style-type: none"> イスラエル商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 「נושא: בחינת בקשה לאומית לרישום סימן מסחר」（審査作業指示書）」の「נספח ג' - רשימת הגדרות שישורבו בבחינה ראשונה」において、「コンピュータソフトウェア」等の分類に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> （ヒアリング先より）「コンピュータソフトウェア」や「コンピュータプログラム」については、機能や用途を明確にする必要はなく、そのまま指定商品の表示として許容される。 	<ul style="list-style-type: none"> 第9類「Software（ソフトウェア）」、「Computer software（コンピュータソフトウェア）」、「computer program（コンピュータプログラム）」といった表示は指定商品の表示として認められない。 （ヒアリング先より）「Software（ソフトウェア）」といった表示については、使用される分野や目的を具体的に記載する必要がある。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> 第9類「コンピュータハードウェア，コンピュータソフトウェア」と、第42類「コンピュータプログラムの設計，データ処理」について、これらは互いに情報技術分野に属するものであるところ、機能面で互いを補完し、また、性質・消費者層・流通経路に共通性があるため、類似と認められる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> イスラエル商標法第11条(9)において、他人の所有に係る商標であつて、同一の商品又は商品区分について既に登録されている商標と同一のもの、又は当該商標に極めて近似し、取引者又は需要者を誤認させるおそれがあるものは登録することができない旨規定されている。

3.1 各国・地域におけるコンピュータプログラムの扱い（公開情報調査・海外ヒアリング調査）⑦

	韓国
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国商標法において、「コンピュータプログラム」又は「コンピュータソフトウェア」に関する規定はなし。 ・2021年1月の報道発表資料「ソフトウェア関連の商標出願の際は、『用途』を記載してください（소프트웨어 관련 상표출원 시 ‘용도’를 기재하세요）」において、「ソフトウェア」等の分類に関する言及あり。 ・「類似商品審査基準（유사상품 심사기준）」の第7条において、「ソフトウェア」等の類否に関する言及あり。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで「ソフトウェア」の名称を包括的に記載した場合であっても商品の表示として許容されてきた結果、商標権者には「あらゆる用途のソフトウェア」にまで商標権の効力が及んでしまう側面があり、用途の異なるソフトウェアの範囲で類似商標を登録しようとする競争業者の商標選択の自由を過度に制限しているとの問題点が指摘されてきたという問題を解消するため、2021年1月1日以降に出願される「ソフトウェア」に関連する記載を指定商品に含む商標については、用途を明確に記載した商品に限り商標登録が可能となるよう運用変更が行われた。 ・（ヒアリング先より）「ソフトウェア」については、用途に応じて「システムソフトウェア」、「応用ソフトウェア」、「ゲームソフトウェア」の3つにカテゴライズされているところ、出願人はこの3つのカテゴリーのうち、いずれかに属するように用途を限定して記載する必要がある。
コンピュータプログラム関連の商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・商品・役務の類否判断は原則として類似群コードが共通するか否かを基準として判断されるものの、商品の特性にかかわらず一律に第9類の類似群コード「G390802」が付与される「ソフトウェア」については、たとえ類似群コードが同一であっても、比較対象となる商品の特性に応じて個別的に類否を判断しなければならない。 ・「ソフトウェア」（類似群コード：G390802）に属する商品と、第35類～第45類に属する役務との類否を判断するにあたっては、特に用途が一致するかを重視しつつ、商品の製造・販売と役務の提供が同一の事業者によって行われることが一般的であり、かつ一般人がそのように考えるのが当然と認められるかどうか、商品の販売場所と役務の提供場所が一致するかどうか、需要者の範囲が一致するかどうかという観点も踏まえて総合的な考慮を行い、かつ両商標が全体として同一又はきわめて類似する場合に限り、類似する商品・役務であると判断する。

4. 仮想空間における商標

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ①

	米国	カナダ
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ランハム法に仮想空間における商標に関する規定は別途設けられていない。 ・「Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP)」において商品及び役務の区分及び指定について定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ商標法、ガイドライン等に仮想空間における商標に関する関連規定は別途設けられていない。
仮想空間における商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・ダウンロード可能な仮想商品はニース分類の「ダウンロード可能な画像ファイル」に準じて第9類に分類される。 ・「仮想商品 (virtual goods)」の記載は許容されない。 ・役務については、当該役務の性質及び当該役務が現実における活動と同一の目的又は結果を有しているかに基づいて判断される。一方で、仮想空間での役務の目的や結果が現実の役務の目的や結果と異なる場合は、現実の役務とは異なる区分に分類される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ知的財産庁 (CIPO) が提供する商品・役務検索システム (CIPO Goods and Services) によると、例えば、第9類「computer programs for providing clothes and accessories for use in online virtual worlds (オンライン仮想空間で使用するための衣服やアクセサリを提供するコンピュータプログラム)」、第35類「online retail services for downloadable virtual clothing (日本語訳：ダウンロード可能な仮想被服のオンライン小売サービス)」が採択されている。
登録段階での仮想空間における商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ランハム法第2条(d)において、USPTOに登録されている商標等と著しく類似し、出願人の商品に使用される場合に混同・誤認を生じさせるおそれ、又は欺瞞を生じさせるおそれがある商標は商標登録を拒絶され得る旨規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ商標法第6条第2項において、商標の使用が他の商標と混同を生じさせる場合について規定している。また、商標や商号や混同を生じさせるか否かの判断の際の事情を同条第5項で規定されている。
権利行使段階での仮想空間における商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ランハム法第32条又は第43条に規定する要件を満たす場合に商標権侵害を主張できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ商標法第20条第1項において、登録商標の所有者が有するその商標の専用使用権は、カナダ商標法に基づきその使用権を有しない者がいずれかの行為に該当する場合、侵害されたものとみなされる旨規定されている。
ヒアリング先から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 仮想空間における商標の類否に関する規定を含むTMEPの改訂の可能性については承知していない。 ・(ヒアリング先より) 仮想空間に関する出願件数に関する公開統計情報は確認されなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 仮想空間に関する出願件数の公開統計情報は確認されなかった。 ・(ヒアリング先より) 仮想空間に関する出願件数は、2020年から2023年にかけて着実に増加したが、その後は横ばいの傾向にある。こうした動向の背景には、仮想空間における事業の拡大に伴い、現実の商品や役務のブランド所有者が講じた権利保護策があると考えられる。

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ②

	欧州 (EUIPO)	英国
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> EU商標規則に仮想空間における商標に関する規定はなし。 「商標ガイドライン (Trade mark guidelines)」の「Part B Examination (審査)」「Section3 Classification (分類)」「4.4 Virtual goods, services in virtual environments and NFTs (仮想空間における仮想商品、仮想役務及びNFT)」において、運用上の指針を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし。 「PAN(Practice Amendment Notices: 実務に関する変更通知)」の「PAN 2/23 The classification of non-fungible tokens (NFTs), virtual goods, and services provided in the metaverse」で仮想空間における商品・役務に関する分類の考え方が示されている。
仮想空間における商品・役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> 「仮想商品 (virtual goods)」の商品表示は受け入れ不可。小売等役務の対象物を特定する際も同様。 仮想空間における役務は、その役務の本質的性質に基づいて決定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 仮想空間における商品は第9類に分類される。内容が明確に特定されている場合に限り、指定商品として認められる。 役務が仮想空間において提供可能である場合、引き続き従来の提供形態による役務と同一の区分で受け入れる。 仮想空間における当該役務の具体的な態様により、従来の提供形態と同一の区分に該当しない場合があり得る。
登録段階での仮想空間における商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> 商品及び役務の比較にあたっては、EUIPOは当事者によって提出された事実、証拠及び主張に基づき審査をする (EU商標規則第95条(1)参照)。 (ヒアリング先より) Canon事件で示された要素は、仮想世界の要素なのか現実世界の要素なのかにかかわらず、類否を評価するための主要な要素である。 (ヒアリング先より) EUIPOは、現実世界の商品の製造者が仮想の対応物を製造することが一般的であるかどうか、及び商品が仮想であるか有形であるかにかかわらず同じ機能を有するかどうかを考慮する。また、それを立証する証拠が要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国商標法第5条(2)(a)又は(b)のいずれにより、先の商標を連想させるおそれがある場合を含め、公衆の側に混同を生じさせる場合には商標登録を受けることができない旨規定している。 (ヒアリング先より) EUのGlashütter判決に示されているとおり、問題となっている仮想商品の性質によって判断が左右される可能性が高いと考えられる。
権利行使段階での仮想空間における商品・役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> EU商標規則第9条において、同条(2)(b)に該当する場合、EU商標権者は、第三者による使用を防止する権利を有する旨規定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国商標法第10条(2)において、登録商標を連想させるおそれを含め、公衆の側に混同を生じさせるおそれがある場合、一定の要件を満たすときには商標権を侵害するものとされる旨規定している。
ヒアリング先から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) EUIPOは2024年10月、仮想空間が知的財産に与える影響を評価した「Impact of Technology Deep Dive Report」を公開した。具体的な審査基準を示すものではないが、仮想空間における知的財産関連の機会とリスクに注目している。 	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 大手食品・飲料メーカー自身は、仮想商品を製造していない一方で、飲料会社が仮想空間でエンターテインメントサービスを提供したり、イベントの後援等をしたりとすることが多いため、仮想空間における役務提供の方が商品よりはよくあることだと思われる。

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ③

	ドイツ	フランス
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし。 ・2025年3月に開催されたドイツ特許商標庁 (DPMA) のユーザーフォーラムの講演資料「Marken im Metaverse – Ein Ausblick (Vortrag DPMA Nutzerforum 2025) : メタバースにおける商標 – 今後の展望 (DPMAユーザーフォーラム2025講演資料) において、仮想空間における商標の考え方が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス知的財産法典及びガイドラインに仮想空間における商標に関する規定はない。 ・フランス産業財産庁 (INPI) が公表した「Le choix des produits et services pour ma marque (Choix produits et services) (商標の商品及び役務の選択 (商品及び役務の選択))」において、仮想空間における商品・役務の分類について言及されている。
仮想商品・仮想空間における役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツの統一分類データベース (Einheitliche Klassifikationsdatenbank (eKDB) において、ニース国際分類と同様に第9類「ダウンロード可能な仮想被服」が採用可能な表示として掲載されている。 ・商標出願において仮想空間における商品を指定する際は、当該商品の種類を特定する必要がある。また、使用する用語は意味をなすものであることと正確であることを要する。 ・仮想空間における役務については、当該役務の性質、目的、現実世界への効果を基準に分類を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Le choix des produits et services pour ma marque (Choix produits et services) (商標の商品及び役務の選択 (商品及び役務の選択))」によれば、現実の商品及び役務と同様にニース国際分類の原則が適用される。
登録段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・先行する出願・登録された商標を理由に異議申立ての理由 (ドイツ商標法第42条) や無効理由 (ドイツ商標法第51条) に該当する場合、後願の商標は取り消される可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行商標と類似することを理由に異議申立ての理由 (フランス知的財産法典第L712-4条、第L712-5条) に該当し得る。
権利行使段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ商標法第14条(2)2.及び3.において、一定の要件を満たせば、第三者は、商標権者の同意を得ずに、商品又は役務について業として使用することを禁止する旨規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 例えば、フランス知的財産法典第L.713-2条 (同一又は類似の商品・役務に対する侵害)、L.713-3条 (混同のおそれがある場合の侵害)、L.713-5条 (非類似の商品に使用された場合の著名商標の保護を認める規定) が適用され得ると考えられる。
ヒアリング先から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 多国籍企業ではない企業は、仮想空間に注力していない様子。出願するニーズがない印象がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) EUIPOやINPIの対応により、実務家からは、これまで不透明であった状況に対して明確な方向性が示された等の好意的な反応があった一方で、防御的な出願は不使用取消のリスクを伴う等の懸念も示された。

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ④

	スイス	オーストラリア
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし。 ・商標に係る事項に関するガイドライン (Intellectual Property, Richtlinien in Markensachen) で分類の取扱いが規定されている。 ・仮想空間における商標の類否判断についてはスイス知的財産庁 (IPI) のニュースレターに方針が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし ・商標分類ガイダンス：仮想商品、メタバース、NFT、ブロックチェーン (Trade mark classification guidance: Virtual goods, metaverse, NFTs, and blockchain) が公表されている。
仮想商品・仮想空間における役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・商標に係る事項に関するガイドラインによると、仮想空間における商品は第9類に分類される。 ・「仮想商品」の表示そのものは具体性に欠けるため、商品を具体的に特定する必要がある。 ・役務の提供手段は分類に影響を及ぼさないのが原則であるが、提供の手段や場所によって役務の目的や結果が変化する場合に、この原則が適用されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標分類ガイダンスによると、仮想空間における商品は第9類に分類されるが、「仮想商品」や「ダウンロード可能な商品」の表示では具体性に欠けるため、仮想商品の正確な性質を明記する必要がある。 ・役務の目的と現実への影響は、仮想か現実かを問わず同一である場合は、仮想空間における役務は、それに対応する現実の役務と同様の区分に分類される。ただし、仮想空間における影響が現実と異なる状況も一部存在する。
登録段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス連邦知的財産庁 (IPI) からのニュースレターにおいて、仮想空間における商品・役務は、原則として、現実に対応する商品・役務と同一の区分には属さない等の指針が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア商標法第10条において、商標が欺瞞又は混同を生じるおそれがあるほどに他の商標に類似している場合は、「欺瞞的に類似」するものとみなす旨規定されている。 ・同条44条(1)(2)において、類似の商品・役務に関し、先行する他人の登録商標や出願中の商標と実質的に同一又は、欺瞞的に類似している商標出願は、原則として拒絶される旨規定されている。
権利行使段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> ・スイス商標法第13条(2)において、先行商標と同一の商標に類似の商品又は役務を指定し、混同を生じるおそれのあるものを他人が使用することについて禁止することができる旨規定している。 	—
ヒアリング先から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 最近のワークショップやセミナーにおけるスイス連邦知的財産庁 (IPI) の発表によると、仮想商品のトレンドは完全に下火になっている。このトピックはもはやブランド所有者の関心の対象ではないものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(ヒアリング先より) 現実世界の商品製造・販売者が後に仮想商品市場に参入した場合、先行する仮想商品分野の商標権者との間で抵触が生じることは予期されるが、経験上、現状ではそのような抵触はほとんど起きていないと思われる。 ・(ヒアリング先より) オーストラリアでは広範な指定商品の指定が認められている。第9類において単に「仮想商品」と指定した場合、仮想被服から仮想自動車、仮想住宅まであらゆるものを含み、これらは全てデータファイル又はソフトウェアとして扱われるため、ある意味で同一となる。

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ⑤

	中国	台湾
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標法に仮想空間における商標に言及した規定は存在しないと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし。 (ヒアリング先より) 仮想空間における商品と現実の商品との類似について、判断基準が設けられていない。 (ヒアリング先より) 台湾知的財産局 (TIPO) による論文『知的財産権月刊』第 288 号「メタバース概念技術における商標問題 (元宇宙概念技術之商標議題)」において、現行の商標法体系は、現時点メタバースでも適応可能であるとしている。
仮想商品・仮想空間における役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> 仮想空間における商品は、国際分類の表記を中国語に翻訳した場合であっても指定商品の表示として採用されない可能性がある。 他方で、2023年以降、国際分類の第9類「ダウンロード可能なコンピュータソフトウェア用アプリケーション」に括弧書きで商品を限定する形での指定が認められつつあるものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> TIPOが発行・公開しているメタバース概念技術における商標問題では、一般的な仮想商品の出願可能な類及び参考表示が紹介されている。 (ヒアリング先より) TIPOは、仮想商品と現実の商品の性質は異なり、通常は非類似であると認定しているため、その機能に基づき異なる類に分類している。
登録段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 実務上、審査官は「類似商品及び役務区分表」及び「最高人民法院の商標民事紛争事件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈」に基づき、ケースバイケースで類否を判断している。 (ヒアリング先より) 仮想空間における役務と、現実の役務の類似性を判断するには、「役務の本質」「核心的内容」「消費目的と対象」を主要な判断基準とし、「仮想空間が役務の本質的属性に与える影響」を併せて考慮する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾商標法第30条第1項第10号において、他人の登録商標又は先願商標と同一又は類似の商標について、同一又は類似の商品・役務に使用し、当該商品・役務に関連する需要者が両者の商品・役務の出所について混同するおそれがある場合は、原則として登録を認めない旨規定されている。
権利行使段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> 「商標民事紛争案件の審理における法律適用に関する若干の問題の解釈」の第11条、第12条において類否判断について定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾商標法第68条において、類似の商品又は役務について、登録商標と同一の商標を使用し、関連する需要者に混同を生じさせるおそれがある行為 (同条第1項第2号)、同一又は類似の商品又は役務について、登録商標と類似の商標を使用し、関連する需要者に混同を生じさせるおそれがある行為 (同条第1項第3号) が、登録商標に対する侵害行為と規定されている。
ヒアリング先から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 現時点で、CNIPAが仮想空間における商品と現実商品の類否判断に関する独自の審査基準やガイドラインの制定・公表等はないものの、産業の発展や国際的な動向の影響を受け、将来的には何らかの形で取扱いが明確化される可能性が高いと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 台湾商標法及び関連審査基準のいずれにおいても、別途異なる審査規範が設けられていないため、現行の実務においては「混同誤認審査基準」に従って判断が行われている。この点について、業界から特段の支持や反対の意見が表明されているわけではない。

4.1 各国・地域における仮想空間における商標の扱い (公開情報調査・海外ヒアリング調査) ⑥

	韓国	シンガポール
関連規定	<ul style="list-style-type: none"> 「仮想商品審査処理方針」において、「仮想商品」及び「仮想空間における役務」の分類及び類否について方針を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール商標法に仮想空間における商標に関する規定はなし。 2023年2月、シンガポール知的財産庁 (IPOS) がNFT及びメタバースに関連した商品・役務の分類に関する通知 (IPOS通知第2/2023号「非代替性トークン (NFT) 及びメタバース関連の商品・役務の分類実務」) を発出している。
仮想商品・仮想空間における役務の分類	<ul style="list-style-type: none"> 仮想空間の商品には「V+現実商品の類似群コード」という類似群コードが新設・付与されている。また、「ダウンロード可能な+『仮想』+告示商品の名称 (告示に掲載された商品名)」という表示が、指定商品の表示として許容される。 仮想空間における役務について、現実の役務と明確に区別するため、これとは別の「VS+現実の役務の類似群コード」という類似群コードが付与されている。 	<ul style="list-style-type: none"> IPOS通知第2/2023号「非代替性トークン (NFT) 及びメタバース関連の商品・役務の分類実務」によると、ダウンロード可能な仮想商品は第9類に分類される。 ただし、「ダウンロード可能な仮想商品」という表示は曖昧であるため認められない。
登録段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> 類否判断は仮想類似群コード (V、VS) にしたがって行われる。現実で考慮されている属性や取引の実情などは、仮想空間における商品又は役務の類否判断に影響を与えない。 仮想類似群コードが複数ある場合、一つでも同一であれば類似と判断される。 	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 仮想商品と現実の商品との間における類否判断については、他の商品・役務の類似性を判断するケースと同様に、British Sugar plc v James Robertsons & Sons Ltd [1996] RPC 281に示された一般的な要素が考慮されると考えられる。
権利行使段階での仮想商品・仮想空間における役務の類否	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 仮想商品の審査指針が導入されてから日が浅いため、関連審判例もほとんどないのが実情である。 (ヒアリングより) 登録段階と権利行使段階の類似判断基準にさほど違いはないとみられるが、登録段階よりは具体的な商標の使用態様、商品の属性及び取引の実情がより考慮される余地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール商標法第27条において侵害とみなされる要件について規定している。また、周知商標については同法第55条に規定がある。
ヒアリング前から得たユーザーからの意見など	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) 出願人からは特に、改訂前後の仮想商品審査処理指針に関する意見を聞いたことはない。ただし、改訂後は画一的に判断することになり、審査を効率的かつ迅速に行うことができるのに対し、具体的な商品の属性と取引の実情を勘案しないという点で、具体的な妥当性がやや欠如し得る。 	<ul style="list-style-type: none"> (ヒアリング先より) NFT (非代替性トークン) 及びメタバース関連の商品・役務に関するシンガポール知的財産庁 (IPOS) の通知後は、出願人が商標出願の当初の段階で指定商品・役務をどのように記載すべきかを知り、指定商品・役務に対する拒絶理由が通知されることなく商標審査手続を進めるのがより容易になり、拒絶理由を克服するためのより多くの時間と費用を費やす必要がなくなった。

禁無断転載

令和7年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業
各国・地域における著名商標の保護等に関する調査研究について
(要約版)
令和8年3月

請負先
株式会社アットグローバル
〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル 東館7F